

Title	著作者死後の著作権管理
Author(s)	村上, 画里
Citation	阪大法学. 62(5) P.289-P.310
Issue Date	2013-01-31
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/60171
DOI	10.18910/60171
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

著作者死後の著作権管理

村上画里

一 はじめに

1 議論の端緒

著作権は財産権であるので、相続の対象となる。故人が自己の著作権の帰属について特に何も意思を表明していなければ、著作権は民法の定めるところにより、相続人に帰属することとなる。相続人が複数存在する場合は、著作権は相続人間で準共有となり（便宜上、「準共有」のことを単に「共有」と表記する）、共有されるに至った著作権は、共有者全員の合意がなければ権利行使をすることができない（六五条二項）。ただし、正当な理由なしに、合意の成立を妨げることはできない（同条三項）。

これらの共有著作権の行使に関する規定は、著作物が共有となるあらゆる場合に使われる規定である。すなわち、共同著作物（二条一項二号）についての著作権が共同著作物間で共有されている場合であっても、相続や持分譲渡により著作権が共有となる場合であっても六五条二項及び三項の適用を受けるのである。したがって、相続の対象が共同著作物にかかる共有持分である場合は現存する著作者と相続人の間で、著作物の著作権者が故人の単独著

作である場合に、相続人が複数いる場合は、相続人間で著作権は共有されることになり、共有者全員の合意を得なければ権利行使をすることができない。そして、共有者間の意思表示がまとまらない場合には、権利行使を拒む者に正当な理由があるかが判断されることとなる。

ところで、共同著作物についての共有著作権行使については、権利を代表して行使する者を定めることができる(六四三条三項を準用する六五条四項)。前者の場面、すなわち、共同著作者と相続人の間で著作権が共有される場合においては、著作権法六四三条三項を準用する六五条四項により、現存する著作者を代表者として権利行使を行う方法をとらうるのである。一方、後者の場合、すなわち、共有者が相続人だけである場合は、六五条四項の適用外となる。同条項では、代表者を定めることができるのは「共同著作者」であると規定しているためである。つまり、相続人は、共同著作者ではないため、代表者になることはできないのである。もつとも、代表者の地位を相続できるのであれば、問題は解決できるようにも思われるが、学説では代表者が死亡した後は、代表者の地位は消滅し、相続人には承継されないと解されている^①。このことから、著作権法では、著作者の死後、著作権に関して第三者に権利行使について代表権を付与すること等による管理方法を規定していないことが判る。

このような場面において、著作者である故人が自己の死後に、相続人や第三者に著作権の管理を任せられる方法があれば、六五条が想定する場面における紛争を予防することができるように思われる。この点について、学説では、六五条はデフォルトルールであり、事前の契約による取り決めに排除するものではないので、相続等に関しては契約により処理することができると考えられている^②。つまり、著作者が生前に、契約で死後の権利行使に関して取り決めることは、著作者死後の著作権管理に際しても有効な方法となりうるということである。

以下では、本稿での議論の前提として、著作者死後の著作権管理に関する契約には、どのようなものがあるのか

を確認し、検討の方向性について整理を行うことにする。

2 議論の前提

著作者が自己の死後の著作権の管理に係る事務を依頼するための契約には、①「生前に書き貯めていた著作物 α について出版の交渉を相続人に依頼する」、②著作物の死後、「著作物 β についての第三者との利用許諾契約締結の事務については、 β を出版した出版社に著作権行使の代表権を与える。」等のようなものが考えられるであろう。まず、このような内容の事務の依頼は、民法上、どの契約類型に該当するのか確認をすることにした。

①及び②の例は、いずれも他人に一定の行為を遂行することを目的として依頼するものである。これらの契約は準委任契約又は委任契約（民法六四三条）であると考えられる。これらの契約が委任契約である場合、委任者の死亡により終了する旨を規定する民法六五三条一号との関係を意識する必要があるだろう。これらのケースにおいて、委任者である著作者が死亡した後、契約が終了するとの原則を貫くと、委任の目的が達成されなくなるためである。

この点については、委任契約の規定は任意規定であるので、特約があれば、委任者の死亡後も契約は消滅しないと解することも可能であるとの考え方が通説的見解³⁾であるといわれている。本稿では、著作者死後の著作権管理契約についても、同様に捉えて問題はないのか否かを民法における議論を参照しながら検討を行うことにしたい。

ところで、民法においては、委任者死後の委任契約の効果に関する議論が活発である。その背景には、超高齢化社会を迎えるわが国において、判断能力の衰える前に、自分の財産の管理や財産の帰属等について、あらかじめ自分の意思を決めておきたいというニーズが増加しているという事情があるということが指摘されている。著作権に

についても著作者が自分の意思で将来の著作権管理について自分の意思を決めておきたいというニーズは存在するよう思うられるし、また、著作権が共有される場面では前述した問題が生じうることから、故人が死亡後の著作権管理について生前に契約により明確にしておくことは紛争の事前予防にも繋がるように思われる。もつとも、委任者に相続人がいる場合は、委任者死亡後の財産は相続人に帰属し、財産の死後処分の方法としては、民法には遺言制度が設けられている。そのため、委任者の死亡後も委託事務処理を委任者が行うとする合意は、同じ民法上の制度である相続制度と衝突する場合がある。そこで、民法においては、委任者死亡後の委任事務処理について、これを認めるとして、どのような法理で、どの範囲まで認めるべきかが問題となるのである。この点については、著作権に関する委任契約においても同じ問題が生じうるように思われる。

本稿では、著作権に関して著作者の死後も委任契約を継続することの可否について、委任契約に関する民法における裁判例・学説を参照しながら考察することにした。叙述の順序としては、まず、わが国における委任者死亡後の委任契約に関する学説及び裁判例を紹介し、そこでの議論を著作者死後の著作権管理契約にも当てはめることで、著作者死後の著作権管理に関する契約のニーズ及び有効性について検討する(二)。次に、委任者死亡後の委任契約と解除権についての議論を紹介し、著作者死後の著作権管理契約における解除権の制限をすることの可否について検討する(三)。最後に、委任契約以外の方法による著作者死後の著作権管理スキームについて言及するとともに、今後の検討課題を示すことにしたい(四)。

二 わが国における委任者死亡後の委任契約

1 委任者死亡後の委任契約に関する学説

民法においては、委任契約に関する規定は任意規定であり、委任者が死亡しても契約が終了しないとの特約が可能であると解する立場が通説⁽⁴⁾である。そして、学説には、明示の特約がなくても、委任事務の内容などの性質から、委任者が死亡しても委任契約が存続するものとして例外的に取り扱うべき場合を広く認めている⁽⁵⁾。また、学説は、解除権が制限される可能性を示唆するものも多い。さらに、通説的見解は、全くといってよいほどに、相続法との抵触関係について言及していない点に特徴がある。

一方、受任者に事務処理権限を認めるといふ通説と同じ立場を採用しつつ、相続法理との抵触を意識する見解⁽⁶⁾も存在する。この見解は、相続法理を意識しつつ、相続された委任は、相続人からは正当事由ないし債務不履行がなければ解除することはできないのであるとして解除権の制限をしたり、委任契約によって相続人の遺留分を侵害することは許されないとすること⁽⁸⁾で緩やかに制限を試みている。

これに対して、委任者死後の事務委任契約については、死後も委任契約を存続させることについて批判的な見解⁽⁹⁾もある。死後の財産処分は遺言によってなされるべきであり、死後の事務の委任や委任者の死亡後も存続する代理権を無制限に認めることはできないというものである。この見解は、ドイツ法の状況を比較しながら、後述する平成四年最判のような事例においては、委任の活用により終意処分することも可能であるが、これにより遺言制度を逸脱することは許されないと述べている。そのうえで、ドイツの学説で主張されているように、委任者は相続人の意向を打診し、相続人は場合によっては解約告知によって委任関係を終了することができるという方法により、

委任制度と相続制度の調整が達成できると主張している。⁽¹⁰⁾

このほか、この問題については、委任契約の終了という視点からではなく、代理権消滅に関する民法一一一条について英米法の状況と比較検討するものがある。⁽¹¹⁾ 英米法においては、本人死亡後に代理権が存続することはないと学説が支配的であり、代理人は本人の死亡後にはいかなる行為によっても相続人の権利を侵すことはできないという原則が存在することを紹介するものである。これに関連して、英米法においては、委任者死後の事務処理は信託によって代替されているところ、信託制度が社会に十分浸透しているとはいえないわが国においては、死後行為の委任または代理の可能性を厳格に排除すべきではないとする通説の立場が、実際の必要に合致しているのではないかという指摘がある。⁽¹²⁾

2 裁判例

委任者死亡後の事務処理を委託する委任契約が問題となった最判平成四年九月二二日金法一三五八号五五頁（以下この判決を「平成四年最判」という。⁽¹³⁾）では、死期を悟った委任者が入院加療中、預金通帳、印章を交付して、①入院中の諸費用の病院への支払い、②Aの死後の葬儀・法要の施行とその費用の支払い、③Aが入院中世話になった家政婦のBと友人のCに対する応分の謝礼金の支払を依頼する旨の契約を締結し、委託者の死亡後、受託者が依頼の趣旨に沿って、行動したところ、相続人が委託者と受託者間の契約の不存在を争った事例である。

最高裁は以下のように述べて、委任者が死亡した後でも受託者が事務処理を行う契約は有効なものである旨を判示した。

「自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任契約がAとYとの間に成立したとの原審の認定は、当然に、委任

者Aの死亡によっても右契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のものというべく、民法六五三条の法意がかかる合意の効力を否定するものでないことは疑いを容れないところである」。

さらに、平成四年最判の差戻審である高松高判平成五年六月八日〔判例集未登載〕は、問題となった委任契約においては、委任者の死亡によっても委任が終了したい旨を合意が含まれるのが相当であるので、委任者の死亡ないし相続人の契約解除によつて委任契約が終了するものではないとして相続人の解除権を否定している⁽¹⁴⁾。平成四年最判の事案では、委任契約の内容・性質、契約締結時の諸事情が委任者の死亡後も存続する委任であるか否かの判断基準として作用したものと評価されている⁽¹⁵⁾。

平成四年最判の出現後、委任者死亡後の事務処理を委託する委任契約を承認する裁判例が見られるようになった。東京高判平成二十一年二月二日判時二〇七三号三三頁（以下、「平成二十一年東京高判」という。）⁽¹⁶⁾は、平成四年最判を引用して、委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者の死亡によつても当然に同契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨であると解されると述べた。そのうえで、問題とされる契約の内容が、故人の写真を墓に納め、永代供養をするものであり、①内容が明確かつ実現可能であること、②委任者の地位を承継した者にとつて履行負担が過重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がないこと、を理由に委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含するとして、当事者の合意を根拠に委任契約の終了及び委任者の地位の承継者からの解除を認めないと判示した。平成二十一年東京高判は、契約締結時の諸事情、そこから推認される委任者の意思、契約内容の明確性・実現可能性、委任者の地位の承継者には特に履行すべき義務がないこと、委任者が死亡した後受任者が事務処理をどのように遂行しているか等の事情を総合考慮して、委任者の地位の承継者が契約を解除することを許さないとの判断をしたものであり、

故人の意思に拘束されることを肯定した事例であると思われる。

以上で取り上げた裁判例は、委任者死亡後の委任契約に関する代表的なものであるが、通説的見解と同様に、相続法との関係は全く言及していない点に特徴がある。

3 わが国における議論の整理と本稿における立場の確認

(1) わが国における議論の整理

わが国において、委任者死後の委任契約の効力に関する通説・判例は、委任契約に関する規定が任意規定であることを理由に委任者の死亡後も契約が終了しないとすることを許容している。一方で、死後の事務に委任契約に関しては、相続法秩序との関係を意識しなければならぬという学説が存在しており、これらの見解は、委任者の地位を承継した相続人の解除権行使を認めること⁽¹⁷⁾、あるいは、遺留分の侵害をしない限りにおいて委任契約との調和を取ることも可能であるとの見方を示している⁽¹⁸⁾。

平成四年最判の立場を前提とする平成二一年東京高判の立場によれば、契約の内容や履行負担によりその契約を解除することができるかどうかが決まることになる。平成二一年東京高判によると、契約内容が明確かつ実現可能であること、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が過重である等、契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がないことを契約存続の要件としている。このような判例・通説の立場から、批判説の主張する問題をクリアすることはできないのであろうか。以下では、判例・通説の立場から、相続法秩序との抵触という問題を回避することが可能であるか否か、検討を行うことにする。

(2) 判例・通説の立場と相続法秩序の調整

平成二一年東京高判が示す、委任者の死後においても委任契約を継続するための要件として示した、①契約内容の明確かつ実現可能性という要件、②委任者の地位を承継した者にとって履行負担が過重であるなど契約を履行させることが不合理ではないことという要件について、①及び②に当たる具体的場面を検討することにより、相続法との抵触関係を回避しうるか否かについて検討することにした。

まず、契約内容の明確かつ実現可能性という要件から検討を行う。ここにいう実現可能な死後も継続する委任契約とは、遺言以外の方法によってもなしうるものであると解することは可能であろう。例えば、財産処分は、民法上、遺言でしかできないと規定されている行為には該当せず、生前は自己の財産につき自由に行うことができた行為である。したがって、故人が生前に自己の財産の範囲内、すなわち相続財産の範囲内で、財産処分の意思を明確に表明していた場合には、相続法秩序との関係で一定の限界を付した上で、その意思の実現を許容してもよい場合があると考えられよう。¹⁹⁾ 他方、遺言でのみしか実現することのできない事項については、委任契約において実現することは不可能であると解されよう。このように解することで、判例・通説の立場を支持する場合においても、相続法秩序との抵触は回避することはできるように思われる。

次に、判決にいう、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が過重であるという要件について検討する。履行負担が過重である場合とは、履行に際し、委任者に著しい費用負担が課せられる場合や長期間にわたり契約に拘束される場合等が推察されるであろう。結局のところ、平成二一年東京高判は、委任者の地位を承継した相続人の委任契約を履行することによる負担が大きい場合は、委任契約の継続を認めないという立場を示していると考えられるであろう。つまり、この立場を支持する場合であっても、結果的には、相続人に著しい不利益を与える契約を継続させるとの帰結が導かれることはないと考えられるのである。そうであるとすれば、裁判例の立場は、判決に

において明確に相続法との抵触について言及をしていないとはいえず、最終的には相続秩序を乱すような委任契約までを認めるといふことにはならないように思われる。

以上の検討により、本稿では、通説と同様の立場を採用しつつ、相続法との抵触を意識する見解を支持することとして以後の検討を進めることとしたい。もつとも、通説・判例の立場において、相続法秩序が害されることがないとしても、いかなる範囲までを委任契約として許容しうるのか、その論理構成は明確ではないという点に曖昧さは残るであろう。⁽²⁰⁾確かに、判例が死後事務処理のいかなる範囲までの委任契約を許容するのか、その射程は明確ではない。思うに、この点については、契約ごとに個別具体的に判断せざるを得ないのではないだろうか。死後の委任契約の内容は定型化・形式化されたものでない以上、平成二一年東京高判の述べるように契約内容や実現可能性等を総合考慮しなければ当該契約の有効性を判断しえないからである。

以下では、通説の立場を支持するものとして、これまでに説明をした委任者死後の事務に関する委任契約に関する議論を著作権死後の著作権管理の場面に当てはめ、当該委任契約の有効性及び性質を中心に検討を行うことにする。そして、委任者の地位を相続した相続人の解除権は制限されるか否かについて検討を行うことにする。

三 著作権死後の著作権管理

1 著作権死後の著作権管理委任契約

著作権死後の著作権管理委任契約には、本稿の冒頭で例示した二つのケースが考えられる。すなわち、①「生前に書き貯めていた著作物 α について出版の交渉を相続人に依頼する。」、②「著作権者の死後、「著作物 β についての第三者との利用許諾契約締結の事務については、 β を出版した出版社に著作権行使の代表権を与える。」という内容

の契約である。

以下では、①及び②のケースについて、著作者死後の著作権管理委任契約のニーズ、当該契約の有効性、委任者の地位を相続した相続人の解除権行使について、検討を行う。

(一) 著作者死後の著作権管理委託契約のニーズ及び有効性

①「生前に書き貯めていた著作物 α について出版の交渉を相続人に依頼する。」②著作者の死後、「著作物 β についての第三者との利用許諾契約締結の事務については、 β を出版した出版社に著作権行使の代表権を与える。」という内容の契約は、いずれも、著作権の行使に関する事務の依頼にあたるものと考えられる。このような委任契約が存在しない場合、②については、著作権行使に関して別段の定めのない限り、著作権法六五条三項の規定が及ぶこととなる。そして、①については、出版交渉だけであれば著作権行使にはあたらないが、出版社との交渉が成立し、出版が決定した場合、当該出版は著作権行使に該当する。当該出版行為は、著作権行使にあたるので、六五条三項の規定の適用を受けることになる。以上から、①及び②のいずれの場合においても、著作者である委託者が、自己の死後の著作権行使について代表権を行使する者を契約で定めることで相続人間の紛争予防に繋がるものと思われる。このことから、当該契約のニーズの存在は確認できるように思われる。また、相続人間で著作権に関する紛争が起きないように権利行使に関する事務をしてもらいたいという、故人の意思を実現する方法であるようにも思われる。それでは、①及び②の契約は有効なものであるといえるのであろうか。平成四年最判の立場を著作者死後の著作権管理の委任契約に当てはめて①及び②の契約の有効性について検討を行うことにしたい。

①及び②の場合、いずれも委託された事務処理の内容は、委任者である著作者の死後の事務を含めた法律行為等を内容とするものであり、委任者である著作者の死後の著作権管理は、委任者が死亡した後でなければ実現するこ

とのできないものであると思われるので、これらの契約には、委任者の死亡後も契約を終了させない旨の合意が包含されていると考えることができる。したがって、①及び②の契約は有効であると考える。

次に、以上で有効性を検討した①及び②について、委任する事務の性質という視点からもう少し検討することにしたい。①の「生前に書き貯めていた著作物 α について出版の交渉を相続人に依頼する。」という契約の場合、事務の性質上、著作物の出版交渉は、著作者である委任者の死亡前・死亡後いずれでも執行可能である。⁽²¹⁾この場合に、委任者の死亡後であっても契約の効力が続くことと解することに問題はないであろうか。この点については、委任者が死後でも執行するように委任しているのであるから、これを否定する合理的理由はないと解することは可能であろう。⁽²²⁾平成四年最判の事例においても、面倒をみてくれた人への謝礼の支払が死亡前でも、死亡後でも可能であったとすれば、委任者は死後でも執行してくれるよう委任したといえる事案であり、平成四年最判は、その委任の効力を認める趣旨であると考えられる。⁽²³⁾この考え方を当てはめると、①のケースでは、特に特約が存在しなくとも委任契約は終了しないということになる。なお、①において、委任契約の効力を継続させることで相続人を拘束することが適切でない事情がある場合には、委任契約をどの程度の期間・範囲まで存続させ、あるいは、終了させるかを検討すればよいということになるであろう。

一方、②のケースとは事情が異なる。②のケースは、著作者死後の「著作物 β についての第三者との利用許諾契約締結の事務については、 β を出版した出版社に著作権行使の代表権を与える。」という契約内容であり、著作物の死後にしか委任事務を執行できないケースである。この場合は、相続人とは無縁の第三者に著作権行使の代表権を与える委任契約の内容・性質の検討により、委任者の死後に契約が存続するか否かが決められるものと考えられる。この点に関して、もっぱら委任者の死後でなければ実現できない事務処理について、委任者の死後

も契約が終了しないものであると指摘されてきた具体的事例をみるに、委任事務の内容が、①葬儀・法要費用の支出、②生前の未払い債務の弁済、③相続人の利益のための財産管理については、委任者の死後も契約は終了しないと解されている。⁽²⁴⁾ ①から③のうち、①及び②については、委任者の生と密接に関係しており、債務の性質からも支払を迅速に行う必要性があり、当然に認められるべきものとされる性質であることから委任者の死後も契約は終了しないと考えられている。⁽²⁵⁾ 平成四年最判等の裁判例で問題にされた事務処理もこれらに該当するものであろう。

一方、③については、「遺産について自分の死後も財産管理を委任することは、死後も継続する委任の典型的な例である。その目的はさまざまであろうが、なかには相続人の管理能力に限界があることを考慮」⁽²⁶⁾ する趣旨のものであるとの指摘がなされてきたにとどまる。ここで著作者の死後、「著作物β」についての第三者との利用許諾契約締結にかかる事務について、βを出版した出版社に著作権行使の代表権を与える。」との契約の内容を検討するに、この契約は、相続人の利益のための財産管理に関するものであると思われる。相続人が複数存在する場合、著作権は、共有されるに至るわけであるが、著作権行使に全員の合意が必要であることを認識している者は一般的に少ないように思われる。また、委任者の地位を承継する著作権の相続人が出版事情に詳しい等の特別な状況にない限り、その著作権の対象である著作物を相続人が管理をして収益を上げることも難しいであろう。委任者である著作者の死後に発生しうるこのような状況において、著作者の死後の著作権管理について出版事情に詳しい者に委任して事務を任せることは、相続人の利益にもなり、また、第三者に管理を任せたいという故人の意思にも適うものである。したがって、このケースにおいても、委任契約は終了しないと解するのが妥当であると考ええる。

ところで、著作権の保護期間は著作者の生存中及びその死後五〇年である。著作人死後の著作権の委任契約については、著作権の存続期間が長期にわたるので、契約当事者を不当に拘束するものにならないものか否かという点

からも検討する必要があるだろう。この場合において、当事者を不当に拘束するおそれのある場合は、解除権行使を認めるべきであろう。そこで、先に検討した①の委任、すなわち、「生前に書き貯めていた著作物 α について出版の交渉を依頼する。」というケースと、②の委任、すなわち、著作物の死後、「著作物 β についての第三者との利用許諾契約締結にかかる事務については、 β を出版した出版社に著作権行使の代表権を与える。」というケースにおける解除権行使の可否について従来の議論を参照しながら検討することにした。

(2) 解除権行使の可否

従来の議論において、委任者の死亡により終了させない合意を含む委任契約の場合も、原則として解除できると考えられてきた。⁽²⁷⁾というのは、委任者死後の委任関係は、死亡者を委任者本人とするのではなく、相続人を委任者本人として受託者の間に成立しており、民法六五一条の規定が相続人である委任者と受任者の間に適用されるからである。

前述した平成二一年高判は、①契約内容の明確かつ実現可能性がある場合、②委任者の地位を承継した者にとつて履行負担が過重であるなど契約を履行させることが不合理ではない場合は、当事者の合意を根拠に委任契約の終了及び委任者の地位の承継者からの解除を認めない旨を判示しているが、これは解除権が制限される場面の一例を示したものと解されるであろう。この判示によれば、契約内容の実現可能性がない場合や委任者の地位を承継した相続人の履行負担が過重である場合は、解除権の行使が可能であるということになる。

以上の点について、従来の議論では、解除権行使が制限される場合とそうでない場合を個別具体的に検討してきた。例えば、受任者の利益のための委任を解除しない特約がある場合は、委任者の解除は制限されるかどうか、相続人の利益のための財産管理については、解除権を制限しても効力は認められない可能性があること等の見解が

示されてきた。⁽²⁸⁾ なぜならば、死後の委任関係における委任者の地位には、相続人がつくのであり、相続人の意思を他人（死者）が制限することは、特段の事情のない限り、私的自治の原則上許されないことだからである。⁽²⁹⁾ この見解によれば、解除権を行使しうるのは、遺言によつてのみ行いうることになる。この見解と平成二十一年高判の議論はどのような関係になるのであろうか。従来の学説では、委任者あるいは受任者の利益保護の必要性と本人の地位を相続した委任者の意思を解除権行使の制限によつて反対の意思の表明を許さないことが問題であるという視点から議論を展開してきた。これに対して、平成二十一年高判は、契約内容と履行負担という視点から解除権の制限を検討している。両者の議論を、パラレルな関係にあるものとして扱つてよいのかどうかは明らかではないが、全く別の視点から議論をしているというわけでもなさそうである。もつとも、いずれの立場を支持する場合であっても、著作者死後の著作権管理に関する契約については、解除権行使を制限することはできないという帰結が導かれるように思われる。「生前に書き貯めていた著作物 α 」について出版の交渉を相続人に依頼する。」という委任事務は、これが自費出版となるのであれば、委任者の地位を相続した者の負担になることに疑いはないであろうし、従来の裁判例で検討されてきた葬儀・法要に関する委任事務と比べると、委任者の地位を承継した者の履行義務も弱いと考えられるからである。また、著作物の死後、「著作物 β 」についての第三者との利用許諾契約締結の事務については、 β を出版した出版社に著作権行使の代表権を与える。」という契約の場合、権利行使の代表権を第三者に与えることが相続人あるいは受任者の利益になると解することができるのであれば、解除権を制限してもその効果はないことになるであろうし、代表権を与える期間が著作作者である委任者の死後、長ければ長いほど、当事者を拘束することになるので、この場合も、解除権行使を認めてもよいと思われる。もつとも、自費出版について交渉を依頼されたケースにおいては、出版交渉を著作者生前中から行つており、かつ、原稿の見本刷りが出来上がつてい

る等の契約の一部について履行着手がなされている場合においては、解除権行使は制限されると考えられるであろう。著作者死後の利用許諾契約に関する権利行使の代表権についても、契約期間が財産権の管理として適切な内容・期間であれば、当事者を不当に拘束するものとはいえないので、解除権行使が制限される場合がありうると思われるであろう。

2 小括

以上の検討から、著作者死後の著作権管理について、死後の事務処理を委任する契約自体は有効であるが、委任者の地位を承継した相続人はいつでも解除権を行使することができる³⁰と考える。ただし、委任者の地位を承継した者が契約の一部に着手している場合、委任者の地位を承継した者と受託者との著作者の死後の著作権管理に係る期間が管理期間として適切である場合は、解除権は制限されうる場合があると考える。契約期間が不明確、あるいは、著しく長い場合は、著作者が生前に、自己の死後の著作権管理について委任契約を締結しておいても、委任者の地位を承継した相続人は、いつでも契約を解除することができる³⁰と考える。つまり、著作者死後の著作権管理を委任する契約は、有効であるが、委任者の地位を継承した相続人の解除権を制限しても、効力は認められない³⁰と考える。

以上のように考えると、相続人の意思を尊重することはできない場合が生じうる。その結果、とりわけ、著作者の死後に第三者との利用許諾契約に関して相続人以外の第三者に対して、権利行使の代表権を与えることを委託内容とする場合、紛争予防のために契約を締結しておこうという故人の意思を無にするだけではなく、相続人が委任契約を解除することにより、相続人間で著作権行使に関する紛争が生じうるという悪循環が発生しうることになる。このような悪循環が生じないようにするためには、委託者である著作者が受託者となる者の負担にならないような

内容で、実現可能な契約を締結しておくことが必要となるように思われる。また、遺言により相続人の解除権行使の制限を行うことが有効である場合もあるだろう。

従来から著作権が相続される結果、共有になる場合については、共有著作権に関する著作権法の規定がデフォルトルールであることから、契約により処理を行えばよいと考えられてきた。⁽³¹⁾ この見解は、著作者の死後の紛争防止という観点から委任契約による共有著作権の管理方法があり得ることを示唆していると捉えることができるであろう。ところが、このような契約の有効性に関して、また、委任者の地位を相続した解除権の行使に関しても議論は乏しい状態にある。これらの問題について、本稿では著作者死後の著作権に関する事務処理について契約を締結していても、内容によっては、著作者死後の著作権管理を委任者の地位を相続した者はいつでも契約を解除することができるので、紛争予防のために締結したはずの契約が本来の目的を果たせない場合が生じうることを確認することができた。

それでは、契約以外に、著作者の死後の著作権管理スキームはないのであろうか。最後に、この点について言及して本稿を閉じることとしたい。

四 むすびに代えて

1 委任契約以外の方法による可能性

著作者死後の著作権管理を実現するための委任契約以外の方法としては、遺言と信託が考えられるであろう。遺言による方法は、従前から可能であると考えられてきた。⁽³²⁾ 従来の議論においても、死亡により終了させない合意は、それだけでは委任契約の解除権を制限する趣旨を含まないのが通常であり、その合意の趣旨として、相続人の意思

を制限して相続人の解除権を制限する趣旨を含む場合であっても、相続人の意思を制限するのは、本来遺言という死後処分としてするべきものであると解されてきた。⁽³³⁾それゆえに、遺言により解除権行使を制限することは、委任契約の目的を達成するために必要な措置の一つとして考えられるものであるように思われる。

契約以外の著作権管理スキームとしては、信託がある。二〇〇四年に改正信託業法が施行されてから、知的財産権の受託が可能となり、著作権も受託財産に含まれることになった。⁽³⁴⁾これにより、第三者へのライセンスなど積極的な運用を委託することが可能になった。例えば、映画やアニメなどの著作権を対象とする場合、複製権や上映権、商品化の権利などをそれぞれ適当な事業者に配分することによって収益の拡大が見込まれる。また、事業者の選定や契約事務のノウハウを持つ信託会社に委託することによって、相続人の事務負担も軽減されるといふ利点もある。しかし、著作権を信託する場合には、権利の所在を確認する方法が不動産等のように定型化されていない点に従来から課題とされてきた。著作権は創作と同時に発生するものであるため、著作権の所在を現行の登録制度によって判断することは困難だからである。そのため、著作権の所在を確実に担保するためには、著作物の創作工程を監視するか、あるいは著作権の所在が公にも認知された著名な著作物を対象とするなどの対策が必要であるという指摘もなされている。⁽³⁵⁾著作物の創作行程が明確であり、あるいは、著名性を有する著作物は多くはないので、実際に信託を活用できる場合は、非常に限られてくるように思われるが、著作者死後の著作権管理の一手法として活用の余地はあるように思われる。

2 今後の課題

本稿においては、筆者が過去に検討した著作権行使に関する問題意識を解決する方法の一つとして「契約」があ

るといふ従来からの見解を検証するため、相続と共有著作権行使に関する委任契約に関して検討を試みた。具体的には、著作権法においては検討されることのなかった、著作者死後の著作権管理に関して委任契約によるアプローチを採ることの可能性を模索した。検討に当たっては議論の蓄積の多い民法における議論を参照したが、著作権そのものに関する委任者死後の委任契約の効果について争われた裁判例は存在しないので、今後も動向を追い続ける必要があるだろう。

著作者死後の著作権管理スキームとしては、委任契約のほかに、信託の活用により管理する方法が考えられる。ただし、この方法は、著作物が著名である場合等のように用いることができる場面が限定されているように思われる。従来の議論においても指摘されていたが、その点も合わせて考えてみても、わが国においては、著作者の死後の著作権管理に関しては委任契約のほうが使いやすいのかもしれない。もつとも、委任契約だけでは、著作者の意思を反映させるものとして十分であるとはいえない。遺言による相続人の解除権行使の制限というスキーム等と合わせて用いることとの関係も検討が必要であろう。

(1) 共同著作権行使の代表者の地位が相続されるか否かについて言及する文献は非常に少ないが、金井重彦・小倉秀夫『著作権法コンメンタル(上巻)』五五四頁(東京布井出版、二〇〇〇年)〔小倉秀夫〕は、六五条四項が準用する六四条三項の解説の中で、代表者たる地位は継承されないと述べている。条文の文理解釈上、そのように解さざるを得ないであろう。

(2) 中山信弘『著作権法』(有斐閣、二〇〇七年)一九四頁。著作権法学において、この理解は一般的な見解であると思われるが、この点を明確に示した文献はこれ以外には見当たらない。

(3) 我妻栄『債権各論中二巻』六九四頁以下(岩波書店、一九六五年)、幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法⑩』二八三頁以下(明石三郎)(有斐閣、一九八九年)、広中俊雄『債権各論講義(第六版)』二九四頁以下(有斐閣、一九九四年)。

- (4) 前掲(3)を参照
- (5) 淺生重機「判批」金法二三九四号六三頁、中田裕康「判批」金法一三八四号六頁(以上、一九九四年)、同「継続的取引の研究」三四九頁(有斐閣、二〇〇〇年)
- (6) 金山直樹「判批」判タ八五二号六六頁以下(一九九四年)、力丸祥子「判批」法学新報一〇一卷一一―一二号一八九頁(一九九五年)
- (7) 金山前掲(6)六八頁
- (8) 力丸前掲(6)一九〇頁
- (9) 河内宏「死後の事務処理を含む委任契約と委任者の死亡」リマークス一九九四(下)五八頁以下、岡孝「判批」判タ八三一号四〇頁(以上、一九九四年)、松本崇「判批」金法一三三六号五頁(一九九三年)
- (10) 岡前掲(9)四二頁、黒田美亜紀「死後の事務における故人の意思と相続法秩序」明治学院法学研究九三号八一頁以下(二〇一二年)も、ドイツ法から示唆を受けるものである。ドイツ法においては、BGB六七二条一文、一六八条一文により、委任が継続する場合には、委任者死亡後も代理権が存続することが規定されている。そして、相続人は、本人の地位を承継することにより、撤回権も承継し、自由に行使することができる。ただし、合意により撤回不可能とされた場合は、相続人はこれに拘束される。
- (11) 浜上則雄「本人死亡後における代理権の存続」阪大法学二七号三頁(一九五八年)
- (12) 淺生前掲(5)六三頁
- (13) この判決に関する評釈として、以下のものがある。秦光昭「銀行取引における委任と取引の終了」手形研究四八五号六頁、石井眞司「伊藤進」上野隆司「鼎談・自己の死後の事務を含めた法律行為の委任と委任者の死亡」手形研究四八五号三頁、西尾信一「判批」手形研究四八二号七四頁、松本・前掲(9)四頁(以上、一九九三年)、淺生・前掲(5)六〇頁、岡孝前掲(9)三六頁、金山・前掲(6)六六頁、河内・前掲(9)五八頁、円谷峻「判批」NBL五三九号五三頁、中田・前掲(5)判批六頁(以上、一九九四年)、力丸・前掲(6)一八一頁、後藤卷則「判批」別冊ジュリ一三七号一四八頁(一九九六年)、中田・前掲(5)継続的取引三四二頁、後藤卷則「判批」別冊ジュリ一六〇号一四六頁(二〇〇一年)、同「判批」民法判例百選Ⅱ〔第五版〕別冊ジュリ一七六号一四六頁(二〇〇五年)、藤原正則「死後委任事務の判例と成年後

- 見への応用の可能性」実践成年後見二〇号一八頁（二〇〇四年）、石川美明「判批」大東ロージャーナル六号八一頁（二〇一〇年）、松川正毅「判批」『成年後見における死後の事務』二頁（日本加除出版、二〇一一年）がある。
- (14) 判決文に直接あたることは出来なかったが、力丸・前掲(6)一九九頁註(32)にある記述を参照した。
- (15) 黒田・前掲(10)六九頁
- (16) この判決に関する評釈として、以下のものがある。冷水登紀代「死後事務委任契約における祭祀主宰者の解除権」月報司法書士四六五号六〇頁（二〇一〇年）、松川・前掲(13)「判批」七頁、吉政知広「死後の事務の委任契約と解除の可否」リマークス二〇一（上）二二頁（二〇一一年）。
- (17) 岡・前掲(9)四二頁
- (18) 力丸・前掲(6)一九〇頁
- (19) 黒田・前掲(10)六六一―六七頁。具体的には、遺留分を侵害しない範囲で財産処分を認めるべきことになるであろう。
- (20) 黒田・前掲(10)八二頁
- (21) ちなみに、平成四年最判以前の裁判例においては、委任者の生前に事務処理がなされることを予定していたケースが多く見受けられた。例えば、株券記名者が名義書換手続を委託する趣旨で白紙委任状を添付した株券が転々流通した事実で委任状記名者の死亡が転々流通を妨げる事由とならないことは一般的な慣習であり、名義書換義務の負担の意思表示が表意者の死亡によりその効力は失われないとされた裁判例（大判明治四二年四月一三日民録一五輯三四二頁）、父親が生後間もない婚外子の養育を委任者に委託し、養育費を取り決めて支払っていたが、取り決め後の七ヶ月後に死亡した事案において、委任者が養育を継続する限り委任者の死亡によっても委託関係は終了しないという特約の存在を認めるのが相当であり、委託関係は終了しないとした裁判例（大判昭和五年五月一五日新聞三二二七号一三頁）がある。
- (22) 浅生・前掲(5)六四頁
- (23) 浅生・前掲(5)六四頁
- (24) 浅生・前掲(5)六六一―六七頁では、解除権行使が制限される場面として、検討されている。
- (25) 黒田・前掲(10)七二―七三頁参照
- (26) 浅生・前掲(5)六七頁

- (27) 中田・前掲(5)八頁
- (28) 浜上・前掲(11)一四頁以下参照
- (29) 淺生・前掲(5)六六頁
- (30) 金山・前掲(6)六八頁と同旨
- (31) 中山・前掲(2)一九四頁
- (32) 故人の著作物の著作権行使に関する遺言内容に関して判断を示したものとして大阪地判平成二三年一月二四日平成二三年(ワ)第四三三二号〔YG性格検査事件〕がある。同事件では、Yが故人の遺言について、自己が故人の著作物に関する研究について素養のある唯一の相続人であり、著作権行使についてはYの意思が尊重されるべきであると主張した。これに対して判決は、YG性格検査「に関する著作者人格権については」Yが日本心理テスト研究所の代表者として「今後も責任をもって同検査の改良に努めてくれることを希望する」旨の遺言の記載は、故人の希望を述べるにすぎず、法的効力があるわけではないと述べた。遺言の書き方によつては、著作者である故人の意思が実現されない場合があることを示した一事例であると思われる。
- (33) 淺生・前掲(5)六六頁、浜上・前掲(11)一六頁、岡・前掲(9)四二頁
- (34) 改正信託業法と知的財産権の信託に関する文献として、土生哲也「知的財産信託制度の概要と将来展望」特技懇二四〇号六三頁(二〇〇六年)。
- (35) 土生・前掲(34)六八頁

〔後記〕 本稿は、JSPS科研費24730104の助成を受けた研究の一部である。